

三豊市農業委員会 8月定例総会議事録

令和2年8月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会8月定例総会を三豊市危機管理センター 201・202会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 30名（農業委員23名、農地利用最適化推進委員7名）
欠席者 2名

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 幸信	○	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	○	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	－	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

【農地利用最適化推進委員】

4番	玉尾 哲也	○	14番	成行 全	○	22番	高岡 秋則	○
37番	奈良 重幸	○	40番	矢野 直樹	○	51番	白井 彰人	－
59番	中井 計	○	67番	山岡 静雄	○			

2. 署名委員

12番 片山 雅夫
21番 森 尚行

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 磯崎 早記
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

主 任 赤松 琴美

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 非農地通知の件について
議案第 7号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会8月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶をいたします。

会長 みなさん、こんにちは。毎日体温並みの気温が続いております。農作業でどうしても屋外に出ないといけない方もおられます。熱中症などには注意して過ごしていただきたいと思います。それに加えて新型コロナウイルス感染症の流行が続いております。暑さとコロナウイルス感染の心配をしながら生活をしておられますと、疲れとストレスが溜まっておられるのではないのでしょうか。このような状況下ではありますが、農業委員、農地利用最適化推進委員委員のみなさんに元気にご出席いただき、お礼申し上げます。
本日の案件はそう多くはありません。こういう状況ですので、できるだけ簡潔に、スピーディーに議事進行を行ってまいります。農地利用最適化推進委員さんも疑問に思うことなどありましたら、お尋ねください。皆様のご協力を賜りまして、スムーズに審議ができますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

事務局長 ありがとうございます。
ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、22番 宮崎 和代 委員よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

7月17日付けで香川県より「新型コロナウイルス感染警戒期」と位置づけられておりますため、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、会議中は座席の配置を変更し、換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。ご出席いただいております農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見等を述べることは可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会8月定例総会を開会いたします。

最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは12番 片山 雅夫 委員、21番 森 尚行 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号13号を朗読 〕

以上13件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨の通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさんから何かご意見、ご質問ございませんか。

14番 番号10号について質問します。番号7号から番号11号は同じ受人の合意解約ですが、番号10号のみ解約事由が「契約方法の変更」となっています。具体的にどのような内容ですか。

事務局 番号10号については、香川県農地機構を通じての使用貸借権の設定に切り替えるということです。

議長 よろしいですか。他に質問はございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号13号の13件の報告事項は、異議なしと認めます。

次に進ませていただきます。6ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。

次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号19号を朗読]

以上19件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
- 2 番 番号1号及び番号2号について説明します。譲渡人はそれぞれ遠方に住んでおり、相続した農地を耕作できないため譲渡先を探していました。申請地は番号1号および番号2号の譲受人の住居の近くであるため、話がまとまり売買となりました。譲受人は高齢ですが、耕作に問題ありません。周辺に特に影響はないと思われまます。ご審議よろしく願い申し上げます。
- 7 番 番号3号について説明します。申請地は長期間耕作されておらず、荒廃農地となっていました。譲渡先を探していたところ、近くの農地を耕作する譲受人と売買の話がまとまりました。現地を確認しましたが、譲受人が重機を使って作付けできる状態に整地していました。譲受人は、農繁期は農業に専念し、農閑期は会社に勤める兼業農家で、主に水稻を作っています。譲受人は経営農地を適正に耕作しており、周辺農地に影響もないと思われまます。ご審議よろしく願い申し上げます。
- 11 番 番号5号について説明します。申請地は以前より譲受人が耕作していました。登記上、譲渡人名義の農地が残っていたので、無償で譲渡したいとのことです。周辺農地への影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願い申し上げます。
- 10 番 番号6号について説明します。申請地は譲受人の自宅に隣接しています。譲渡人は高齢になり、営農規模を縮小したいと考え、不動産仲介業者を通じて売買となりました。現地を確認したところ、水稻を作付けしており農地として適正に管理されています。今後は譲受人が水稻と野菜を作る予定です。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願い申し上げます。
- 3 番 番号7号から番号11号には同じ譲受人ですので、まとめて説明します。譲受人は土木業を営んでおり、建っていた鶏舎を取り壊し整地する工事を請けて、申請地を畑に戻しました。当初は各譲渡人が管理することにしておりました。しかし工事が終わってみると、農地の境界が決めづらいため耕作できないという方も出てきて、それならば一括して譲受人に買い受けてもらおうということになったそうです。特に影響はないと思われまます。ご審議よろしく願い申し上げます。
- 12 番 番号13号について説明します。市外に住む譲渡人は周辺に迷惑をかけないように申請地を管理しておりました。申請地の近くに住む譲受人に相談し、今無償で譲渡することにしたそうです。周辺農地に影響はないと思われまます。ご審議よろしく願い申し上げます。
- 14 番 番号14号および番号15号について説明します。まず番号14号の申請地は、譲受人が代表をつとめる農業法人が耕作していました。以前から譲渡したいとの相談があり、今回無償での譲渡となりました。今後は譲受人が耕作する

予定です。

続いて番号15号について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。農業後継者である譲受人に段階的に贈与していくということです。どちらも周辺農地への影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願い申し上げます。

- 15 番 番号16号について説明します。譲受人は高齢で後継者もなく、規模縮小したいと考え、耕作に不便な農地を処分したいと譲渡先を探していました。隣接する農地を耕作している譲受人と売買の話がまとまりました。現地を確認したところ適正に管理されており耕作に問題ありません。譲受人は主に青ネギ、水稻を作付けしており、常時農業に従事しています。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。譲渡人は借入地が多いにも関わらず、なぜ農地を手放すのか聞いたところ、頼まれているため元気な間は耕作し、自己所有の農地から整理していく予定だそうです。問題ないと思われまます。ご審議よろしく願い申し上げます。
- 17 番 番号17号から番号19号について説明します。まず、番号17号についてです。譲渡人は農業廃止に向け少しずつ農地を処分しています。申請地は譲受人が数年前から借り受けブロックリーを作っています。譲受人は地域の担い手で、常時農業に従事しています。現地を確認したところ適正に管理されています。次に番号18号についてです。譲渡人は高齢で、申請地は傾斜地で軽トラックが入れる道も無く、現在はミカンを栽培しています。譲渡人引き続き譲受人が果樹を育てる予定です。番号19号についてです。この申請地も軽トラックが入れる道が無いのですが、譲受人の農地と隣接しているため買い受けたいと話があり、まとまりました。何年も作付けしていませんので草は生えています。耕作には問題ありません。周辺農地への影響もないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。
- 議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。
- 8 番 農地法第3条第1項の許可を得て所有権移転する際に、貸し付けた農地を解約して自作にしたことがありました。所有農地全てを耕作しないと新たに取得できないのではないですか。いつごろから変わったのでしょうか。
- 事務局 農地法の処理基準が見直され、平成28年度に譲受人が貸し付けている農地が適正に耕作されているのであれば、解約する必要はなくなりました。現在は、担い手に農地を集積・集約し、効率的な経営ができるように推進しています。もちろん、所有する農地が荒廃している場合や譲受人が下限面積要件を満たしていない場合は許可できません。
- 議 長 よろしいですか。他に質問はございませんか。
- 23 番 番号7号から番号11号について質問します。農地造成後の利用計画を教えてください。
- 3 番 傾斜地だった畑を平地に整地しまして、牧草などを植える予定です。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号19号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号19号の19件につきましては許可することと決定します。

次に進ませていただきます。14ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号5号を朗読]

農地区分につきましては、番号3号および番号5号の一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので第1種農地です。第1種農地につきましては原則不許可ですが、その周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当しております。その他は全て第2種農地です。

以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。

1 2 番 番号3号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は、この地域で土地改良事業をしたときに、非農用地として自宅近くに設置・配分してもらった農地です。その後生活の変化に伴って住居を増改築した際に宅地として使用するようになりました。その時に転用の許可を受けておりませんので、今回申請をしました。周辺農地に影響はなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

2 1 番 番号5号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地には、住居兼納屋が建っています。申請地は平成4年に土地改良事業が完了し、非農用地協議も済んでおります。申請者は親から宅地転用ができていたと聞いていたようで、今回転用許可申請を行うものです。建築してから今日まで苦情もなく、周辺農地への影響もないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号14号を朗読]

農地区分につきましては、番号9号および番号10号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地です。第1種農地につきましては原則不許可ですが、その周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当しております。また、番号6号は三豊市山本支所から300メートル以内に位置しておりますので第3種農地、その他は全て第2種農地です。

以上14件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5 番 番号1号と番号2号は関連しておりますので、併せて説明をいたします。位置図公図をご覧ください。譲受人が事業用地として買い受けて資材置き場と駐車場として利用したいと申し出て、売買となりました。周辺農地の同意は得ており、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

2 番 番号3号と番号4号について説明いたします。番号3号についてです。位置図公図をご覧ください。譲渡人は遠方に住んでおり三豊市に戻る予定もないので、自宅のあった宅地を含め農地を処分したいと譲渡先を探しておりました。譲受人も県外の太陽光発電業者です。周辺の農道の管理に不安がありますが、問題ないと思われまます。

続いて、番号4号について説明をいたします。申請地の周辺に農地はなく影響ありませんので、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

9 番 番号6号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。位置図公図をご覧ください。申請地はマルナカ山本店のすぐ近くです。申請地を借り受けて水稲を作っていたのですが、高齢になり耕作できなくなったため返還しました。譲渡人は農業経験もなく市外に住んでおりますので、売却したいと譲受人に相

談したところ、話がまとまりました。水利組合や周辺農地の同意は得ておりますので、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

3 番 番号8号および番号9号の説明をいたします。まず番号8号についてです。位置図公図をご覧ください。貸人は借人である会社の代表者です。隣接する甲6673番に貸人の経営する会社の事業所があります。申請地は従業員用駐車場として貸し出しています。周辺に影響はありません。

次に番号9号について説明します。津島神社の南側、丸一鋼管の住宅の近くです。ほ場整備地ですが、周辺は住宅が建っております。申請地にお子さんが家を建てて住むということです。水利関係の同意は得ており、周辺農地への影響はないと思われます。よろしくご審議ください。

1 2 番 番号10号についてです。位置図公図をご覧ください。貸人と借人は親子です。現在お子さん夫婦は近くの集合住宅に住んでいますが、家族が増え手狭になったため住宅を建てる予定だそうです。周辺に影響はなく、水利の了解も得ておりますので、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 3 番 番号12号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。県道23号線を詫間方面に向かう交差点の角の農地です。以前より譲受人から事業用地として買い受けたいと申し入れていました。このたび売買の話がまとまりました。駐車場として利用する予定です。

番号12号について説明します。譲渡人が耕作をやめたいと思い、不動産仲介業者に依頼して探したところ、譲受人と売買の話がまとまりました。水利の同意は得ており、影響ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

1 4 番 番号13号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。県道224号線と県道230号線の交差点近くに保育園が建っております。現在の事業者は平成29年度に開園したのですが、その前の事業者の頃から保育園の駐車場として借り受けて利用しています。この度、園舎の東側の農地に園庭を拡張したいとのことで農振除外の手続きを始めたところ、無断であったことがわかり申請したものです。申請地は引き続き駐車場として利用する予定です。周辺農地に影響ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号の14件につきましては適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。21ページをお開きください。議案第6号「非

農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号から番号5号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

4 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。該当地は朝日山公園の一角に位置しており、遊歩道の近くです。現地を確認したところ、周辺を含め樹木が茂り、山林となっております。農地への復旧は困難と思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 番号2号から番号5号については、私の担当地区ですので、まとめて説明いたします。

位置図公図をご覧ください。昭和30年頃には柿がつくられており、昭和50年代には構造改善事業でミカンが植えられましたが、園内道もなく荒廃してしまいました。現地を確認したところ、周辺を含め全て樹木が茂り、山林となっております。農地への復旧は困難と思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第6号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号の5件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。23ページをお開きください。議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められておりますので、ご審議をお

願いたします。

今月は議案書の23ページから67ページまでです。管理者から耕作者への貸借は55件、農地中間管理事業による一括方式での貸借に関しては15件、合計70件となっております。

以上、利用権の設定70件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」は70件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は午後2時55分からといたしますので、よろしく願いたします。

午後 2時50分休憩
午後 3時00分再開

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
その他の件について、事務局から説明をお願いします。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

1. 農用地利用配分計画（案）について（意見聴取）
令和2年8月審査分

2. 農業経営改善計画の認定について（通知）

3. その他

(1) 9月定例総会について

日時 令和2年9月23日（水）午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター2階 201・202会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
9月7日(月)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町：松岡幸信	高瀬町：黒木昭則
		山本町：橋川義信	財田町：森 尚行

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
9月11日(金) 午後1時30分~	令和2年度農業者年金加入 推進特別研修会	高松商工会議所 2階大ホール (高松市)

閉会 【午後 3時10分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____